

東大阪市慰霊塔跡地における戦没者追悼碑建立業務仕様書

1. 業務名称

東大阪市慰霊塔跡地における戦没者追悼碑建立業務

2. 目的

本業務において、戦没者追悼碑(以下「追悼碑」といいます。)を設置する予定の土地には、現在、東大阪市戦没者慰霊塔(以下「慰霊塔」といいます。)が設置されています。慰霊塔前面の説明文には、「この慰霊塔は祖国のために生命をさげた戦歿者並びに戦災死者の霊を慰めかつそのめいふくを祈るためひろく浄財の寄贈によりて建てられたものである われわれは諸霊のみまえにおいて あやまちなく恒久の平和を祈願するものである 昭和三十八年八月二日」と記載されており、その目的とともに、建設当時から、市民の皆様とともに歴史を歩んでまいりました。一方で、慰霊塔は、昭和38年に建設されたものであり、施設全体にひび割れ等の経年劣化が見られる状況でした。そのため、東大阪市戦没者慰霊塔は、解体撤去し、新たにその意思を継承するものとして、追悼碑を設置することとなりました。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

追悼碑の設置に関して、現地にて作業が開始できるのは、令和9年2月9日(火)以降である。

※解体作業の進捗により、作業について、上記日程より早期に開始できることがある。

4. 業務内容

(1)業務の概要

ア 追悼碑(周辺の環境における付属物を含む。)のデザイン、設計、製作及び設置業務

イ 竣工に関連する行事等の実施

(2)設置場所

東大阪市中小阪4丁目7番(場所については、「別紙1」及び「別紙2」を参照のこと)

5. 追悼碑及び周辺の工事について

追悼碑は、次の各号の要件を満たすこと。

(1)設置場所は、別紙2中央に記載の円内とする。ただし、施工開始時点において、円内は、土仕上げの状態とし、また円外は、インターロッキング加工とする。

(2)追悼碑は、台座の上に設置することとし、台座の高さについては0.5m以下とすること。

(3)旧慰霊塔に掲示されていた石板等の内、市が指定するものについては、地中に埋める等を行い、デザインの一部とすること。市が指定する石板等の数は、3つとする(大きさについては、縦75cm×横100cm程度)。

(4)追悼碑の周囲には、それぞれ異なる文字列が記載された、石板等を3枚配置すること。記載する文字については、市が指定する。なお、文字数は、1枚につき150文字程度とする。

(5)設置場所は、公園に隣接する場所であるため、周囲と調和し、また、安全性に配慮したものであること。

(6)長年の使用、風雨、温度変化、紫外線等に耐えうるものであること。

(7)維持管理が容易で、特に、草木等が繁茂しないような工夫がなされていること。

(8)宗教色がなく、広く市民に受け入れられるデザインであること。

6. 設計図等

- (1)追悼碑設置業務の詳細な事項については、市と協議の上で決定すること。
- (2)市から資料の提出を求められた場合は、資料を作成し、提出すること。
- (3)追悼碑の設計図については、設置工事着手前に、市に提出し、その実施について、承諾を得ること。

7. 施工について

- (1)関係法令等を遵守するとともに、設置工事に関し、必要となる行政機関等各関係機関との協議を行うこと。
- (2)設置工事の計画、施工にあたり、工程、工法、安全対策等について、事前に市と協議の上、十分な対策を講じること。
- (3)設置工事場所について、原状回復を行うこと。
- (4)敷地南側の道路は3t規制の道路であるため、工事車両通行のための申請を行うこと。
- (5)工事に必要な諸官庁への申請・届出は受注者が自ら行うこと。

8. 協議、打ち合わせ等

- (1)協議、打ち合わせ等は、都度行うものとする。
- (2)協議、打ち合わせ等に際し、市の指示する資料及び情報の提供を行うこと。
- (3)協議、打ち合わせ等を行った際には、その内容を打ち合わせ記録簿に記録し、市に提出し、承認を受けること。

9. その他

- (1)追悼碑の完成式典を予定しているため、受託者において式典に必要な費用について負担すること。
- (2)式典の実施日については、市が、別途指定する。
- (3)受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ利用することとし、他の目的に使用し、また、他者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。
- (4)本業務における成果物は全て市に帰属するものとし、市に無断で公表、譲渡、貸与、使用等してはならない。
- (5)受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原著作者等の著作権、肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこと。
- (6)受託者は、業務上のトラブル等があった場合は、遅滞なく市に報告すること。
- (7)受託者は、完了検査に際して、関係資料を備えておくものとし、受託者の業務担当者は、検査に立ち会わなければならない。
- (8)その他仕様書に定めのない事項及び仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者が協議し、定めるものとする。

10. 成果品等

受託者は、業務完了にあたり、次の各号の資料を市に提出すること。

- (1)完了届
- (2)業務報告書(完成図書)

- (3)業務施工状況写真
- (4)業務に要した資料
- (5)打ち合わせ記録簿
- (6)石材の産地が証明できる資料
- (7)その他市が必要と認める資料
- (8)(1)から(7)までの電子データ

1 1 . 支払

支払いについては、完了払いとする。